京都府後期高齢者医療協議会設置要綱

平成１９年９月６日
令和３年１０月１日改正

（設置）

第１条　後期高齢者医療制度の基本的な事項等について関係者の意見を聴き、もって制度の円滑な運営に資するため、京都府後期高齢者医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

⑴　保険料、保健事業等後期高齢者医療制度の基本的な事項

⑵　その他広域連合長が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は、次の各号に掲げる者の区分ごとに、当該各号に掲げる人数をもって組織する。

⑴　被保険者を代表する者　３人以内

⑵　医療保険関係者　３人以内

⑶　医療関係者　３人以内

⑷　学識経験者その他有識者　３人以内

２　委員の任期は、２年（補欠の委員にあっては、前任者の残任期間）とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

３　会長は会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、会長及び副

会長が在任しないときの会議は、広域連合長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

（書面による意見聴取方式による会議）

第５条の２　会長（前条第１項ただし書きにおいては、広域連合長）は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、委員に書面を送付し意見を聴取することをもって会議に代えることができる。

⑴　緊急を要する場合であって、会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

⑵　災害の発生、感染症のまん延その他やむを得ない理由により会議の開催が困難であると認められるとき。

２　前項に規定する書面による意見聴取を行ったときは、会長は聴取した意見を委員に報告しなければならない。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。